



平成23年10月25日
企画総務部 企画調整課
財政・行政改革スタッフ
0550-76-6132

第8次小山町行政改革大綱の一部改正

【概要】

希望と活力あふれるまちづくりに向けて、平成22年3月に策定した「第8次小山町行政改革大綱」(計画期間：平成22年度～平成26年度)を、「第4次小山町総合計画」と、「町長政策提言」に留意して、平成23年10月25日に一部改正します。

【改正の主な内容】

「第4次小山町総合計画」と「町長政策提言」との関連

町にとって重要な計画・指針である、「第4次小山町総合計画」(平成23年3月策定、計画期間：平成23年度～平成32年度)と、「町長政策提言」(平成23年5月からの新町長体制のマニフェスト)とを、第8次行政改革大綱に反映させ、行政改革推進の具体的方策により、その実現を図ります。

推進体制

小山町行政改革懇談会を廃止し、町長の常設の諮問機関として、平成23年11月に、「小山町行政改革審議会」を新たに設置し、従来の、庁内会議である、「行政改革推進本部」とともに、一層の行財政改革に取り組みます。

具体的方策

1 行政評価システムの導入

行政サービスの質を向上させ、町民への行政の説明責任を果たす目的で、平成23年10月から、行政評価システムを導入し、事務事業評価により、「第4次小山町総合計画」の進行管理、予算との連動、評価結果の公表を行います。

2 行政アドバイザー制度の創設

平成23年10月から、行政経営、医療・福祉、環境、防災、農林、商業・観光、まちづくり、教育の計8分野について、専門的立場からの指導・助言をいただくことで、行政の質の向上を図る目的で創設しました。

3 平成23年10月までの主な取組

- ・21の公の施設に指定管理者制度を導入。
- ・パブリックコメント制度の導入(平成22年10月)
- ・コンビニ収納の導入(平成23年4月)

これらの改正については、平成23年10月25日開催の、平成23年度第1回小山町行政改革推進本部会で決定されました。